

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区

自然再生事業実施計画書

【A 区間】

平成 18 年 11 月

(実施者) 国土交通省 霞ヶ浦河川事務所

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区
自然再生事業実施計画書【A区間】

目 次

はじめに	1
1. 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称	2
(1) 実施者の名称及び氏名	2
(2) 実施者の属する協議会の名称	2
2. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容	3
(1) 自然再生事業の対象となる区域	3
1) 自然再生事業の対象となる区域	3
2) 自然再生事業の対象となる区域および周辺地域の自然環境	4
①対象となる区域及びその周辺地域の湖岸の変遷	4
②対象となる区域およびその周辺地域の現状	5
③対象となる区域周辺の生物の生息・生育状況	6
3) 自然再生の対象となる区域の特色による区分	7
(2) 自然再生事業の内容	9
1) 本事業の対象とする区間	9
2) A区間の現状と変遷	9
①A区間の現状	9
②現存の植生	12
③A区間の来歴	13
3) 事業内容	18
①自然再生全体構想における目標設定（自然環境保全上の意義）	18
②A区間における事業の目的	19
③期待する姿<目標像>（自然環境保全上の効果）	20
④事業の概要	21
⑤施工の進め方	22
⑥A区間施工計画平面図	24
⑦施工後の植生管理の考え方	25
⑧モニタリング計画	26
4) 役割分担	29
3. 付 録	30
(1) A区間の実施計画の作成に参加された方々	30
(2) A区間の実施計画の検討経緯	30

はじめに

「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業」の対象となる区域は、霞ヶ浦（西浦）中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間（西浦中岸5.9km～9.5kmまでの延長3.6km）の湖岸である。

当自然再生協議会では、自然再生事業の対象となる区域について、『現況及び過去の植生分布』、『地形の現況』、『既存施設および湖岸の利用状況』等を整理し、そこから抽出される特徴にしたがって「対象となる区域」をA～Iの計9区間に区分して、実施計画の立案を検討した。その結果、地形・植生・工作物・利用状況などが区間ごとに異なるため、実施計画は区間ごとに作成する必要があるとの結論に達した。このため事業実施計画は、区間の特性に配慮し、原則として区間ごとに作成することとした。

この実施計画書は、A区間にかかる自然再生事業の実施計画を示すものである。A区間とは、事業対象区域の西端から西浦中岸6.5kmに至る延長約600mの湖岸をいう。A区間には幅40m弱、長さ約450mの堤外湿地が存在し、その主要部分は浚渫土仮置きヤードの跡地となっている。ヤードは湿地に鋼矢板列を長方形に打設して囲みをつくり、その内部を昭和53年から平成5年まで土浦沖底泥浚渫土の仮置場所として利用したもので、すでにその役割を終えている。そこで、A区間の事業実施計画は、この跡地利用を中心に構成することとした。

浚渫土仮置きヤード跡では鋼矢板列が陸と水との連続性を遮断しているため、「水辺」の構造が失われている。しかし、ヤード内にはなお大量の浚渫土が残ることから、矢板列の全面撤去は富栄養な土砂が湖内に流出するという新たな問題を生む可能性が高い。そこで本事業では、当面、ヤード内の浚渫土が霞ヶ浦に流出しないように、矢板列の一部を切断して陸と水との連絡路を確保することにより、小規模ながら複雑な湖岸線に沿う浅水域を造成して、生物多様性の保全および人と湖との接点の再生を目指すこととする。

なお、湖岸の改変と自然の応力との関係には不明な点が多いことから、事業を進めるにあたっては、必要最小限の現状改変からはじめて、治水・水質保全・水産資源保護に留意しながら適宜順応的な対応を試みる。予想外の障害が生じた場合には、障害の排除に努めるとともに、実施計画を改定する。

1. 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称

(1) 実施者の名称及び氏名

国土交通省 霞ヶ浦河川事務所

(2) 実施者の属する協議会の名称

実施者の属する協議会の名称：霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

2. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

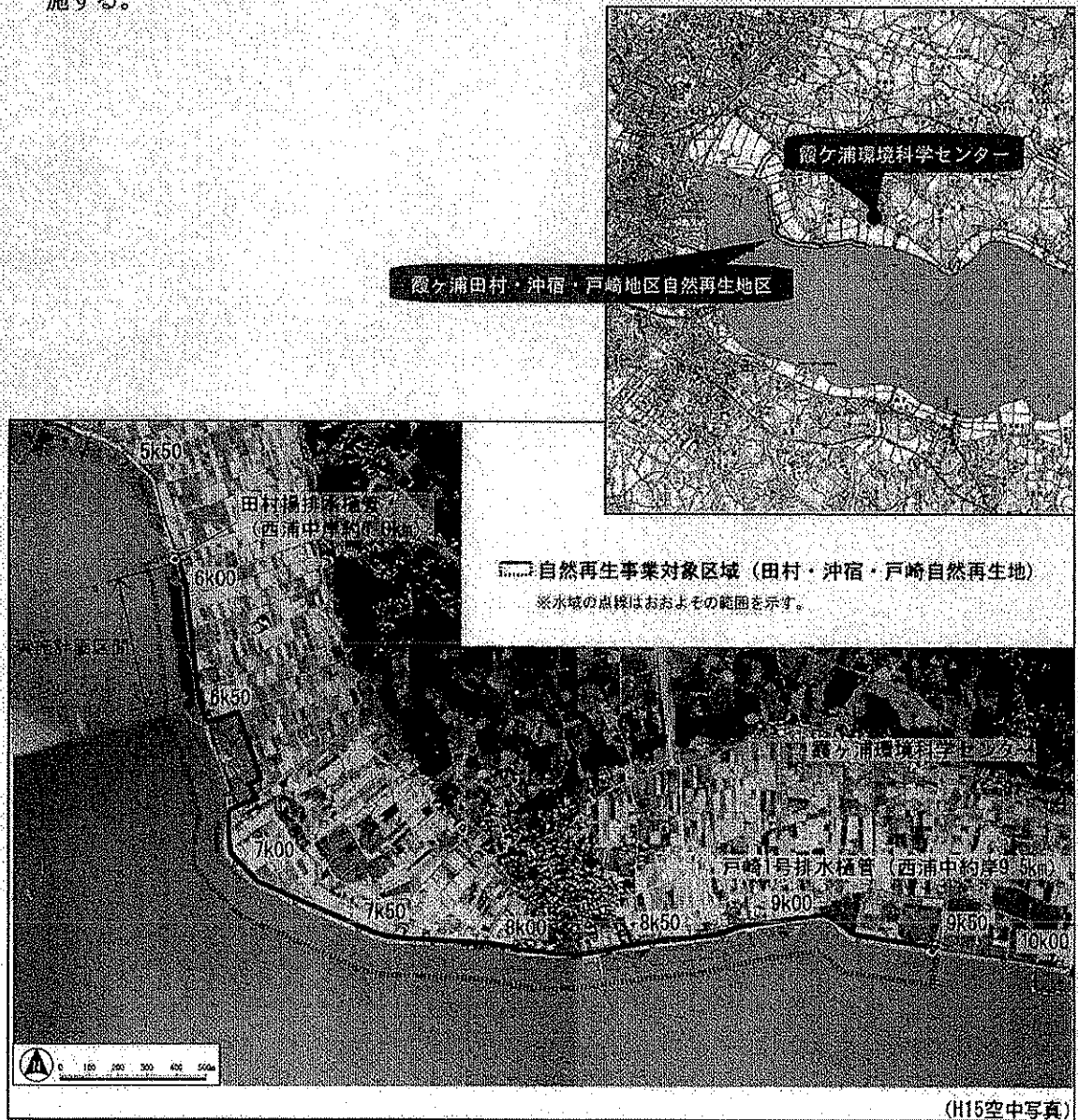
(1) 自然再生事業の対象となる区域

1) 自然再生事業の対象となる区域

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会が対象とする自然再生事業対象区域は、下図に示す赤線の範囲、霞ヶ浦（西浦）中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間（西浦中岸5.9km～9.5kmの区間）の湖岸域とする。

自然再生地の陸側の境界は、堤脚水路を含む範囲とする。沖側は概ね湖岸から100m程度を対象範囲とする。

なお、樋門、樋管、漁港が存在する箇所については、現況の利用を妨げない範囲で事業を実施する。

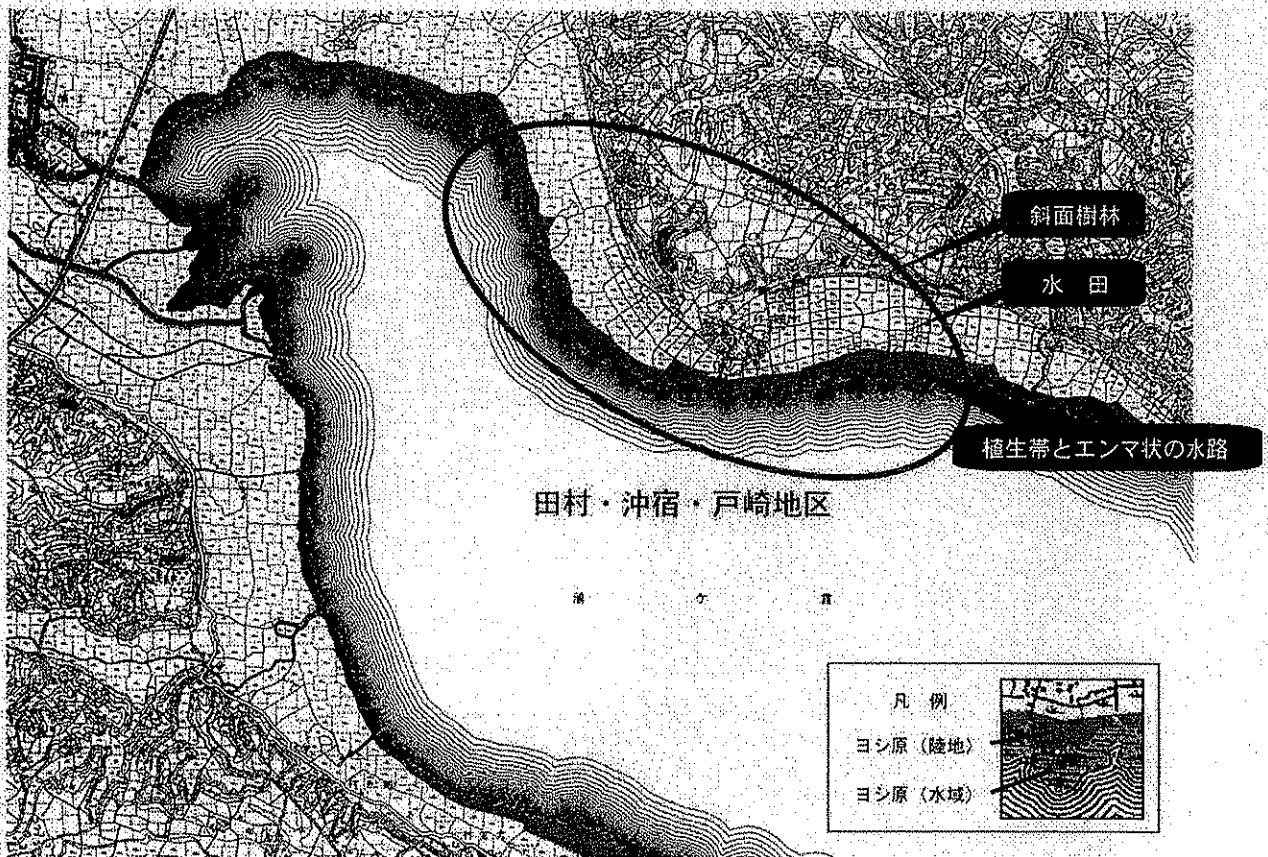


自然再生事業の対象となる区域

2) 自然再生事業の対象となる区域および周辺地域の自然環境

①対象となる区域およびその周辺地域の湖岸の変遷

- ・田村・沖宿・戸崎地区は、霞ヶ浦湾奥の中岸に位置し、かつて湖岸には湿地、幅のある植生帯、複雑な水際線が分布し、西浦湾奥部の典型的な多様性の高い自然環境がみられた。
- ・湖岸から台地にかけては、植生帯（ヨシ原）、水田、エンマ、斜面樹林などが連続し、霞ヶ浦の代表的な環境要素を連続してみることができた地区でもある。
- ・現在は、干拓や築堤、水質悪化等により植生帯（ヨシ原）の減少が進んだため、緩やかな勾配をもつ連続した植生帯を認めることはできない。



かつての田村・沖宿・戸崎地区（明治14年測量（1881年）・明治30年修正（1897年）迅速図）